

窓あき封筒広告掲載事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竹原市が納税通知書等の送付に使用する窓あきの封筒に広告を掲載することについて、竹原市広告掲載要綱（平成23年5月1日施行。以下「要綱」という。）及び竹原市広告掲載基準（平成23年5月1日施行。以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告枠等)

第2条 広告枠は2枠とし、封筒裏面に1枠当たり縦8cm×横8cm以内の大きさとする。

- 2 広告には広告主及びその連絡先を明瞭に表示するものとする。
- 3 広告の配色は、1色刷りとする。（封筒の印刷規格に準ずる。）

(広告の募集方法)

第3条 市は、広報紙及びホームページへの掲載等の方法により広報を行い、広告主を募集する。

- 2 広告の申込みを行う者（以下「申込者」という。）は、別記様式に必要事項を記載し、広告案（簡易なデザインによる図案を含む。）を添付の上、別に定める日までに市に提出するものとする。
- 3 市は、広告の内容がふさわしくないと認められる場合は、申込者に変更を依頼することがある。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、1枠当たり5万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 2 広告の掲載料は広告の掲示費用（封筒への印刷費を含む。）とし、広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

(広告主の選定)

第5条 広告主は、広告内容が要綱第3条第2項及び基準第3条に該当しないものであり、要綱第7条に規定する竹原市広告審査委員会の審査により封筒に掲載する広告として適当であると認められるもののうちから決定する。ただし、基準第2条に該当する業種又は事業主は広告主としない。

2 前項の決定に際して、必要な要件を満たす申込者が広告枠数を超えるときは、抽選により広告主を決定する。

(広告原稿等の提出)

第6条 広告主は、別に定める日までに広告原稿（電子データを含む。）の正本を市に提出しなければならない。

(広告掲載料の徴収)

第7条 広告主は、別に定める日までに、広告の掲載料を市へ支払わなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、封筒に掲載する広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行し、令和2年度以後に使用する封筒に係る広告から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月4日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

竹 原 市 長 様

窓あき封筒広告掲載申込書

年度に使用する窓あき封筒の裏面に広告を掲載したいので、窓あき封筒広告掲載事務取扱要領に基づき申し込みます。

申込年月日	年 月 日	
申込者 所在地		
名 称 代表者職氏名		印
担当部署 担当者名 電話番号		
申込価格	50,000円／1枠（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	

(注意)

- 1 本申込書を提出する際には、掲載を希望する広告案を添付してください。
- 2 広告の内容がふさわしくないと認められる場合は、市から内容の変更を依頼することがあります。
- 3 前項の依頼に応じていただけない場合は、広告の掲載をお断りすることがあります。
- 4 申込者数が広告枠数を超えた場合は、抽選により広告主を決定します。
- 5 本申込みに当たっては、竹原市広告掲載要綱、竹原市広告掲載基準及び本要領の規定を順守してください。